令和８年10月22日

各 所 属 長　　様

町　　長

令和９年度予算編成方針について（通知）

1　社会経済情勢と国の動向

内閣府が発表した令和８年８月の月例経済報告では、景気の基調判断を「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある」としている。先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある」とされており、物価上昇等が町民生活や地域経済、行政サービスに及ぼす影響にも留意する必要がある。

政府は、令和８年７月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2026『「責任ある積極財政」元年 ～日本の挑戦を起動する！～』」において、「責任ある積極財政」の考え方の下、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する方針を掲げている。危機管理投資・成長投資、人材育成、ＡＩを前提とした社会・産業・教育の再構築等を推進するとともに、**令和９年度予算編成では、一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化に重点を置く予算編成へ転換する**こととしている。また、**補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策は当初予算で措置する**方針を示している。

地域政策については、「地域未来戦略」に基づき、地域のレジリエンスと「稼ぐ力」を高める投資、産業振興、人材育成、インフラ整備等を一体的に進めるとともに、人口減少、担い手不足及びインフラ老朽化に対応するため、自治体ＡＸ・ＤＸ、地方公共団体間の連携、防災・減災、公共施設等の適正管理、医療・介護等のエッセンシャルサービスの維持・効率化を推進することとしている。また、北海道については、食・観光・ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展、ＧＸやＡＩ・ＤＸ産業の集積を進めるほか、農林水産業では、食料安全保障、スマート技術の活用、農業構造転換、国産材への転換、木材利用の拡大及びスマート林業等に取り組むとしている。

本町においても、物価・賃金上昇、人手不足、人口減少、公共施設及びインフラの老朽化等に対応しながら、行政サービスを安定的に提供する必要がある。このため、国の予算編成や地方財政措置を始め、地域経済、農林業、自治体ＡＸ・ＤＸ、防災・減災、ＧＸ、こども・子育て、医療・介護等の施策動向を的確に把握し、活用可能な制度を令和９年度予算に適切に反映する必要がある。

2　地方財政収支の見通し

令和８年８月に総務省から「令和９年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」（図①）が示され、仮試算では、地方全体の通常収支分における歳入歳出総額は104.4兆円となり、令和８年度地方財政計画と比較して2.0兆円の増となっている。

歳出では、給与関係経費が、令和８年人事院勧告等を反映し、前年度比0.8兆円増の24.8兆円となっている。また、一般行政経費は、社会保障関係費等の増加により、前年度比1.6兆円増の47.1兆円となっている。

歳入では、地方税等が前年度比0.7兆円増の51.7兆円、**地方交付税が前年度比0.9兆円増の21.1兆円**としている。また、**地方全体の一般財源総額は前年度比1.6兆円増の73.6兆円、そのうち交付団体ベースでは、前年度比1.6兆円増の69.1兆円**としている。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」等を踏まえ、社会保障関係費や人件費の増加、物価上昇等が見込まれる中、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、国の予算編成の転換に対応し、経済・物価動向等を的確に反映することとしている。また、国が補正予算に依存した財政運営から脱却する際にも、地方団体の財政運営及び円滑な事業執行に支障が生じないよう、必要十分な地方財政措置を講ずるとしている。

令和９年度の地方財政における重要課題としては、地域ＡＸなどの「地域未来戦略」の推進、官公需における適切な価格転嫁、地域を支える人材の育成、防災・減災対策、地域医療提供体制の確保、インフラマネジメントの強化等が掲げられている。あわせて、自治体業務の構造変革を目指したＡＩの利活用、マイナンバーカードの利活用拡大等による住民の利便性向上、サイバーセキュリティ対策、デジタル人材の確保等による自治体ＡＸ・ＤＸの推進、公共施設等の適正配置や老朽化対策、上下水道の広域化・最適化等による財政マネジメントの強化に取り組むこととしている。

なお、この仮試算は、人件費や社会保障関係費等を除き、前年度と同額を計上するなど仮置きの計数であり、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設、補正予算依存からの脱却、公共施設等適正管理推進事業費の取扱い及び「地域未来戦略」の推進等については、今後の予算編成過程で検討されることから、引き続き国の動向を注視し、本町の財政運営への影響を的確に把握する必要がある。

図①　令和９年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）

令和９年度　地方財政収支の仮試算【概算要求時】（案）

（通常収支分）　（単位：兆円）

	区分	R8計画 A	R9仮試算 B	増減額 B-A	増減率（%）	仮試算の考え方
歳入	地方税等	51.0	51.7	0.7	1.3	「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年7月30日内閣府）等を踏まえて試算
	地方税	47.8	48.5	0.6	1.3	
	地方譲与税	3.2	3.2	0.0	0.5	
	地方特例交付金等	0.8	0.9	0.0	6.1	
	地方交付税	20.2	21.1	0.9	4.3	
	国庫支出金	17.7	18.0	0.3	1.5	社会保障関係費等の増
	地方債	6.1	6.3	0.1	2.0	投資的経費（単独）の増に伴う増
	うち臨時財政対策債	－	－	－	－	
	その他	6.6	6.6	△0.0	△ 0.0	
	計	102.4	104.4	2.0	1.9	
	うち一般財源	72.0	73.6	1.6	2.2	注）2参照
	うち（交付団体ベース）一般財源	67.5	69.1	1.6	2.3	

注）1　地方交付税の要求の考え方等については、「令和9年度　地方交付税の概算要求の概要（案）」のとおりである。

2　「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額である。

3　仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの計数であり、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設や補正予算依存からの脱却などの国の予算編成の転換に対応しつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。あわせて、公共施設等適正管理推進事業費の取扱いや地域未来戦略の推進も含め、「令和9年度の地方財政の課題」等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4　仮試算の歳入のうち自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止及び軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う減収分については、令和8年度与党税制改正大綱等を踏まえ、令和8年度と同様に地方特例交付金により補塡する措置を仮置きしている。

5　表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

（単位：兆円）

	区分	R8計画 A	R9仮試算 B	増減額 B-A	増減率（%）	仮試算の考え方
歳出	給与関係経費	24.0	24.8	0.8	3.3	
	退職手当以外	22.8	23.6	0.8	3.5	R8人事院勧告（令和8年8月7日）等を反映
	退職手当	1.2	1.2	0.0	0.0	
	一般行政経費	45.5	47.1	1.6	3.5	社会保障関係費等の増
	補助	28.0	29.2	1.2	4.2	
	単独	14.4	14.8	0.4	2.5	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.6	0.1	3.9	
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	R8年度同額
	地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0	R8年度同額
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	R8年度同額
	投資的経費	12.5	12.8	0.3	2.4	
	直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	R8年度同額
	単独	6.8	7.1	0.3	4.4	
	維持補修費	1.6	1.7	0.1	4.6	
	公営企業繰出金	2.4	2.4	0.1	2.3	
	公債費	10.8	11.1	0.4	3.5	
	地域未来基金費	0.4	－	△0.4	△ 100.0	
	臨時財政対策債償還基金費	0.8	－	△0.8	△ 100.0	
	水準超経費	4.5	4.5	0.0	0.0	
	計	102.4	104.4	2.0	1.9	
	うち一般歳出	85.1	87.5	2.4	2.9	

※　委託料、投資的経費等の物価高対応については、R8年度の増加額と同額の0.6兆円を増額計上

2

3　町財政の現状と見通し

本町の財政状況は、平成 30 年度決算において基金残高が 9 億円台まで減少するなど、基金に依存した財政運営から脱却するため、第６期下川町総合計画の策定に合わせて財政運営基準を設定し、持続可能な財政運営の実現に向けた取組を進めている。

令和７年度決算では、基礎的財政収支は８年連続で黒字となり、基金残高は前年度比 0.4 億円増の 19.6 億円となった一方、地方債残高は、大型事業に伴う地方債発行額の増加などにより、前年度比 1.1 億円増の 54.8 億円となっている。

一方、令和８年度当初予算では、財政調整積立基金から 2.7 億円を繰り入れることにより収支均衡を図っており、現時点では決算時にその繰入れを全て解消することは難しい見込みである。

歳出の見通しとしては、物価・賃金上昇に伴う人件費、物件費、委託料、工事請負費等の増加に加え、金利上昇による公債費への影響が見込まれる。

また、公共施設及びインフラの老朽化に伴う維持修繕及び更新需要、人口減少や人手不足への対応、自治体ＡＸ・ＤＸ、サイバーセキュリティ対策、防災・減災、こども・子育て、地域医療・福祉、担い手確保、脱炭素化等に係る様々な財政需要が見込まれる。

歳入の見通しとしては、国は、物価・賃金上昇を的確に反映した予算編成への転換を掲げているが、地方財政措置や国・道支出金の具体的な内容は今後の予算編成過程で決定される。また、町税及び地方交付税等の一般財源は、社会経済情勢、国の制度改正、人口動向等の影響を受けるため、大幅な増加を前提とすることはできない状況にある。

加えて、第６期下川町総合計画に掲げる将来像の実現に向け、これまでの取組の成果及び課題を検証し、計画に定める施策を着実に推進するとともに、持続可能なまちづくりと財政運営につなげる必要がある。

これらの現状及び将来を含めた様々な課題を職員一人ひとりが再認識し、長期的・複眼的な視点から施策の優先順位を明確にするとともに、限られた経営資源を効果的に配分しなければならない。以上のことを前提に、次の方針に基づき、令和９年度予算編成を進めるものとする。

4　予算編成における基本方針

(1)　基本方針

社会環境の変化や多様化するニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、未来に向けた必要な投資と改革を着実に実行することにより、第６期下川町総合計画の将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち（2030 年における下川町のありたい姿）」の実現を目指すこととする。

また、予算編成作業では、中長期の視点に立った「持続可能な財政運営（財政運営基準の順守）」を基本とし、物価・賃金上昇等の影響を適切に見込む一方、単に前年度予算へ上乗せするのではなく、事業の必要性、優先度、成果、実施手法及び将来負担を改めて検証することとする。職員一人ひとりが将来を含めたコスト意識を持ち、前例や既成概念にとらわれず、歳入・歳出両面の見直しを進めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう努める。

特に、恒常的な事業や年度当初から実施を予定する事業については、補正予算を前提とせず、当初予算に必要額を適切に計上するものとする。

さらに、「財政が厳しいから」「お金がないから」と、やらない理由を考えるのではなく、国・道の制度、民間資金、官民連携、広域連携、デジタル技術等の活用も含め、どのように課題を解決できるかを考え、創意工夫を凝らし、前向きに予算編成を行うよう努める。

なお、令和９年度は統一地方選挙を控えた予算編成となるが、第６期下川町総合計画に位置付けられた事業については、継続性及び計画性を確保する観点から、原則として予算要求を行うこと。

⑵　基本施策

第６期下川町総合計画の将来像の実現に向け、総合計画で定めた「分野方針・目指す方向性」に基づき、各種施策・事業に取り組むこととする。

分野方針	目指す方向性
福祉・医療	すべての町民が、健康で安全安心に必要な子育て・医療・介護・自立支援などのサービスを受けながら幸せに生き生きと暮らせることができるまちづくりを目指す
教育	個性・可能性・魅力を引き伸ばすひとづくり、すべての町民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化含む）する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す
生活環境	住宅の集約等、都市機能のコンパクト化により住環境や道路網、公共交通等の利便性を向上させるとともに、防災や防犯、救急体制の効率化を図り、安全で安心な生活環境を目指す
産業	基幹産業（農林業）の収益の拡大と人材確保のための施策を講じ、更なる成長を目指す
地域自治・地域内連携	公区機能の維持・強化等により自主地域活動を支援していくとともに、町民意見の聴取、情報発信によるまちづくりへの参加を促し、自治意識の高揚、地域力向上を目指す
行財政	社会情勢の変化などを予測しつつ、長期的・複眼的な視点で、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、政策を戦略的に展開できる組織体制を整備するとともに、政策と財政が両立する持続可能な財政運営を目指す

⑶　重視する視点

ア　予算要求基準

予算要求基準は、総合計画進捗管理計画における「令和９年度計画額（一般財源ベース）」の範囲内とし、進捗管理計画に搭載していない事業の予算要求は、原則として認めないものとする。ただし、制度改正、災害対応その他の緊急かつやむを得ない事由がある場合は除く。

イ　第６期総合計画の着実な推進

総合計画審議会での審議内容、各審議会等の意見、公区要望その他の町民意見をしっかりと受け止め、あらゆる可能性を検証し、最大限、施策及び事業に反映させること。また、これまでの進捗状況、成果及び課題を十分に検証し、第６期下川町総合計画に基づく施策及び事業の計画的かつ着実な推進が図られるよう予算編成を行うこと。

ウ　政策効果と持続可能性を両立した行財政運営

事業の立案に当たっては、「最少の経費で最大の効果」を常に念頭に置き、目的、対象、費用対効果及び将来負担を明確にすること。

また、単年度の事業費のみならず、施設整備後の維持管理費、システム導入後の運用費、人員配置、地方債償還、更新費等を含む総費用を把握し、持続可能性を検証すること。

あらゆる財源の確保について常に調査研究し、創意工夫するなど最大限の努力を払うこと。

エ　積極的な情報公開と町民の理解

事業の推進に当たっては、審議会等での議論、説明会の開催、広報、ホームページ及び公式ＬＩＮＥ等を通じた周知など丁寧な手続により、町民の理解と協力を得られるよう積極的な情報提供に最大限留意すること。

オ　働き方改革及び人材確保・育成

職員の多様で柔軟な働き方の実現、生産性の向上及び公務を担う人材の確保・育成を図るため、業務の平準化・標準化、事務分担、組織横断的な連携、人材育成及び外部人材の活用等を検討すること。

また、人手不足を前提として、事業の廃止・縮小・統合、手続の簡素化、外部委託、共同処理等を含め、仕事の進め方や業務の抜本的な見直しを不断に進めること。

カ　自治体ＡＸ・ＤＸ及びデジタル技術の活用

従来の事務処理に固執することなく、デジタル技術及びＡＩを適切に活用し、業務の効率化、高度化及び行政サービスの利便性向上を図ること。

システムの導入及び更新に当たっては、導入効果、情報セキュリティ、個人情報保護、他システムとの連携、運用体制、ランニングコスト及び将来の更新費用を十分に検証すること。

また、行政手続のオンライン化、標準準拠システムの運用最適化及びサイバーセキュリティの強化を計画的に進めること。

キ　公共施設及びインフラの適切な管理運営と最適化

施設総量の縮減及び財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、管理運営方法の見直し、施設の集約・再編、統廃合、更新及び長寿命化を検討すること。

インフラ施設については、安全確保を最優先としつつ、事後保全から予防保全への転換、新技術の活用等を検討し、将来負担を踏まえた計画的な維持管理を行うこと。

ク　適切な価格転嫁

物価及び賃金の上昇が続く中、中小企業等の持続的な賃上げと事業継続を支えるため、官公需に係る委託・工事・物品調達等のすべての契約において、最新の実勢価格や適正な労務単価・資材価格を反映した積算を行い、適切な価格転嫁を図ること。

ケ　国等の動向の的確な把握と対応

国・道の経済対策、生活支援策、地域未来戦略、農林業政策、ＡＸ・ＤＸ、ＧＸ、防災・減災、こども・子育て、医療・介護等については、制度の検討段階から動向を注視すること。

予算計上の機会を逸することがないよう、事業の趣旨、対象経費、補助率、地方財政措置、事業期間及び後年度負担を把握し、適切に予算要求すること。

令和９年度予算編成留意事項

１　総括事項

⑴　地域課題等への対応

予算編成に当たっては、地域課題や町民意見を十分に受け止め、予算執行段階における諸問題を各課のみならず、組織横断的な連携により精査すること。

決算に係る監査意見及び議会決算認定特別委員会の審査意見、公区要望、総合計画審議会及び各個別審議会等の意見を十分に考慮し、最大の行政効果が得られるよう努めること。

⑵　特定財源の活用

①　歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努め、最大限、特定財源を活用すること。

②　国・道支出金については、国・道の動向を踏まえ、各省庁等の補助制度を的確に把握し、他市町村の活用事例も参考にしつつ、活用可能な補助金、交付金を漏らすことなく検討すること。

③　補助事業であっても、一般財源負担、地方債償還、維持管理費、人員配置及び補助終了後の継続経費を含めて検証すること。

④　新規に補助申請又は公募への応募を行う場合は、総務企画課長に事前協議を行うこと。

⑶　年度途中の補正

①　年度途中の補正は、災害、制度改正、補助事業の採択その他の特別な事由により真にやむを得ないものに限る。

②　恒常的な施策、年度当初から実施を予定する事業及び当初予算で見込むことが可能な経費については、補正予算に依存せず、当初予算に適切に計上すること。

③　予算計上漏れや積算不足による安易な補正は認めないため、当初予算の積算段階で十分に精査すること。

⑷　事業の見直しと政策効果の明確化

①　新規事業及び拡充事業は、目的、対象、成果指標、事業期間、総事業費、財源、実施体制及び終了後の取扱いを明確にすること。

②　既存事業についても、前年度踏襲とせず、実績、成果及び課題を検証し、廃止、縮小、統合、実施方法の変更等を検討すること。

２　歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方財政に関する国の制度改正の動向等について情報収集に努め、財源を正確に捕捉するとともに、過大又は過小な見積りとならないよう留意すること。

⑴　町税

①　町税は歳入の根幹をなすものであることから、税制改正、地域経済、所得・雇用、企業活動、固定資産の動向等を多角的に分析し、的確な見積りに努めること。

②　引き続き適正な賦課及び徴収に努め、税負担の公平性を確保すること。

⑵　国・道支出金

①　制度改正及び国・道の予算編成の動向を十分に把握し、的確な要求を行うこと。

②　補助率のみを理由に採択を判断することなく、事業の必要性、一般財源負担、事務負担、維持管理費及び補助終了後の負担を十分に検証すること。

⑶　町債

①　町債は、後年度の財政負担を考慮し、原則として元利償還金に地方交付税措置があるもの、又は償還財源に使用料等の特定財源を充当できるものに限ること。

②　10 万円単位で計上するとともに、計上に当たっては財政担当と十分に協議すること。

⑷　未収金

負担の公平性を確保するため、未収金の発生防止及び解消に努め、滞納分の 20%以上を財源として計上すること。

3　歳出に関する事項

歳出の見積りに当たっては、常に見直しの視点を持ち、施策全般にわたって創意工夫をもって編成すること。

特に予算編成に当たっては、執行状況を的確に把握するとともに、各事業における積算根拠を明確にし、事務経費の徹底した縮減を図ること。

必要性、緊急性、行政効果及び費用対効果に欠ける経費は計上しないこと。また、各科目を通じて過大な見積りを避け、適正な金額を計上すること。

⑴　人件費

会計年度任用職員の予算要求に当たっては、業務量、必要性、専門性及び効率性を十分に検討するとともに、業務の廃止・統合、デジタル化、外部委託等の可能性を検証し、必要最小限の要求とすること。

⑵　扶助費

過去の実績、制度改正、対象者数及び単価等を的確に把握し、多額の不用額又は不足が生じないよう、年間所要額を適正に見積もること。

⑶　投資的経費

①　投資的経費は、事業内容について十分検討した上で、行政効果、必要性、緊急性、経済性及び財政負担に十分留意し、関係課と連携・調整した上で計上すること。

②　起債による後年度負担、維持管理費及び更新費等を含むライフサイクルコストを踏まえること。

③　大規模な修繕及び更新については、緊急性を踏まえつつ、複数年度による実施、事業の平準化及び施設の統廃合等を検討すること。

④　労務費及び資材価格の動向を踏まえ、適切な価格転嫁に留意した積算を行うこと。

⑤　<u>工事費及び設計費等で 200 万円を超えるものについては、町民生活課と早期に協議</u>し、安易に事業者の見積りのみをもって計上しないこと。

⑷　物件費

①　物件費については、物価・賃金上昇を適切に反映する一方、利用実態、数量、仕様及び契約方法等を精査し、必要最小限の要求とすること。

②　定例的な業務委託については、統一単価の改定のみで計上せず、業務内容、仕様、作業量及び積算内容を点検すること。

③　長期継続契約への移行が可能なものは、業務効率化、契約の安定性及びコスト削減効果を検証し、積極的に検討すること。

④　指定管理施設については、管理状況、収支、利用実績及び成果を把握し、指定管理者と効率的な管理運営及び適切な価格転嫁について十分に協議すること。

⑤　旅費は、従来の惰性で漫然と計上せず、オンライン会議等の活用も含め、旅行方法、回数、人数、必要性及び行政効果を検討すること。

⑥　一般事務消耗品については、プリンタートナーを含め、原則として総務管理費で一括計上するため計上しないこと。ただし、補助事業又は施設管理に係る特定の消耗品を除く。

⑦　施設の維持修繕費については、施設の点検・確認を行い、重要性及び緊急性に基づいて優先順位を付け、安易に補正予算で計上するのではなく、必要なものは当初予算に計上すること。

⑧　備品購入費は、必要性を十分に精査し、購入及びリース等を比較検討すること。予算要求に当たっては、1 社以上から参考見積りを徴収すること。なお、下川町地域材利用推進方針に基づき、地域材で製作可能な備品等について検討すること。

⑨　システム関連経費は、初期費用だけでなく、利用料、保守料、データ移行費、連携費、研修費及び更新費を含む総費用を明らかにすること。

⑸　補助費

①　団体運営補助金等は、団体の決算、活動実績、繰越金、会費その他の自主財源を十分に把握し、単に前年度同額を計上しないこと。なお、見直しを行う場合は、団体と十分に協議すること。

②　事業補助は、補助率、補助上限、予算総額、対象経費、成果及び終期を点検し、行政評価結果等を踏まえて計上すること。

③　新規補助制度の創設、対象拡大又は要件緩和を行う場合は、所得制限、上限額、終期及び見直し条項等、費用総額を抑制する方策も併せて検討すること。

④　団体等からの要望は、単に受け入れることなく、公益性、必要性、緊急性、費用対効果及び補助率等を十分に検証した上で計上すること。

4　特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計及び公営企業会計は、一般会計の予算編成に準じるとともに、企業的感覚を十分に発揮し、経営の合理化及び独立採算性の確保に努めること。

安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、使用料等の収入確保、未収金対策、経費削減及び業務効率化等に取り組むこと。

施設及び設備の更新は、経営戦略、長寿命化計画等に基づき、物価及び金利の動向、起債償還、維持管理費並びに一般会計への影響を考慮し、計画的に進めること。